

議案第33号

財産の減額貸付けについて

財産を下記のとおり減額貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月1日提出

天理市長 並 河 健

記

1 減額貸付けする財産

所 在 天理市嘉幡町146番地1、210番地3、274番地1、
748番地

建物種類 体育館

建物構造 鉄筋コンクリート造 5階建て

延面積 3,358.76㎡

2 減額貸付けの相手方 東京都品川区東品川四丁目10番1号

株式会社コナミスポーツクラブ

代表取締役 落 合 昭

3 減額貸付けの理由

平成8年9月から貸付けを行っている当該財産について、スポーツ施設としての役割及び機能を保持し、引き続き有効活用を図るため、市民の優遇利用や福祉事業を展開し、市民の福祉の向上を目的として、維持管理に係る費用の負担を条件に当該財産の減額貸付けを行うものである。

4 貸付期間 平成29年9月1日から平成31年8月31日まで

5 減額後の貸付料 年額2,000,000円